

対象世帯一覧

	対象世帯	一般区分 ※1	特別区分 ※2
①	ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人が配偶者のいない方であり、同居親族が申込者の20歳未満の子のみであること。 ・配偶者のうちの1人が現に支援対象地域に居住している場合は、ひとり親世帯とみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記世帯のうち、高校修了時までの子どもがいる世帯(同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること)
②	高齢者世帯	<p>(同居親族がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかに該当すること。 ①配偶者(内縁、婚約者を含む)、②57歳以上、③18歳未満 <p>(単身世帯の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者が60歳以上であること。 	<p>(同居親族がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者が60歳以上であり、同居親族の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 <p>(単身世帯の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記のすべての世帯
③	心身障害者世帯	<p>(同居親族がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人又は同居親族の少なくとも1人が次のいずれかに該当すること。 ①身体障害者手帳1～4級の身体障害者、②愛の手帳1～3度の知的障害者、③精神障害者保健福祉手帳1、2級の精神障害者、④戦傷病者(恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害あり) <p>(単身世帯の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「同居親族がいる場合」の資格要件に加え、①愛の手帳4度の知的障害者、②精神障害者保健福祉手帳3級の精神障害者も対象となる。 	<p>(同居親族がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記のすべての世帯 <p>(単身世帯の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記世帯から、愛の手帳4度の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳3級の精神障害者を除いた世帯
④	多子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その全員が都営住宅に入居できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記世帯のうち、高校修了時までの子どもがいる世帯(同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること)
⑤	特に所得の低い一般世帯	<p>(同居親族がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居する方全員の所得の合計が、特に所得の低い一般世帯として都が定める基準内(※3)であり、かつ次のいずれかに該当すること。 ア 生活保護又は中国残留邦人等の自立支援に関する法律による支援給付を受給していること。 イ 申込者本人が40歳以上であり、かつ同居者全員が①40歳以上②18歳未満のいずれかであること。 <p>(単身世帯の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護又は中国残留邦人等の自立支援に関する法律による支援給付を受給していること。 	-
⑥	小さな子どものいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・同居親族に小学校就学前の児童が2人以上いて、その全員が都営住宅に入居できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のすべての世帯

※1 所得が月額15万8千円以下であること。

※2 所得が月額15万8千円超21万4千円以下であること。

※3 所得が月額6万5千円以下であること。